

平成6年4月18日
土地利用協議会同日施行
改訂 令和元年12月4日
市長決裁同日施行

生産緑地地区の買取り基本方針

生産緑地法第10条及び第15条の規定による買取り申出及び買取り希望の申出に係る土地の取得については、生産緑地法及び他の法令の定めによるほか次によるものとする。

- 1 土地の取得に係る市の意思決定は、土地利用協議会での協議を経て行うものとし、土地利用協議会はその判断に至った理由を明らかにしておくものとする。
- 2 当該土地が次の各号のいずれかに該当するときは、生産緑地法第11条に記載のある「特別の事情」に該当するものとして、取得しない判断をすることができるものとする。
 - (1) 市の事業予定地でないとき。
 - (2) 生産緑地地区以外の行政計画に位置付けられた土地利用に適していないとき。
 - (3) 当該土地が不整形で土地利用が困難であると認められるとき。
 - (4) 当該土地を利用するための土地の造成又は進入路の整備等に多額の経費を要する必要があると認められるとき。
 - (5) 買取り申出者が自ら土地利用をしたい旨を希望しているとき。
 - (6) 土地利用をするための障害となる特別な理由があるとき。
 - (7) その他取得することが困難な理由があるとき。
- 3 前項に該当する土地であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、取得するよう努めることとする。
 - (1) 社会情勢上、特に市の施設の整備等に必要な土地であるとき。
 - (2) 市の事業を執行するために代替地として必要な土地であるとき。